

大阪狭山市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 3 0 年(2018年) 1 1 月 2 7 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣

小 原 一 浩

定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

市立狭山中学校

2 監査の範囲

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 9 月 3 0 日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日から平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、備品台帳から 5 種類の 1 5 品を抽出し、現品との照合によりその保管状況について確認を行った。

第 2 監査の結果

市立狭山中学校の財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。